第百五十五条の二十五第一号中「第六十八条の九第七項」を「第六十八条の九第六項若しくは第七項」に、「含む。）」を「含むものとし、連結親法人が同法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）、同条第九項（連結親法人が同条第六項に規定する中小連結親法人に該当する場合であつて同項又は同条第七項の規定の適用を受ける場合に限る。）」に改め、「（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の下に「、同法第六十八条の二第二項若しくは第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）を加え、「若しくは第三項（事業基盤強化設備等を取得した場合」を「、第三項若しくは第五項（事業基盤強化設備等を取得した場合」に、「若しくは同法第六十八条の十四第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を「、同法第六十八条の十四第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第六十八条の十五の二（連結親法人が同条第一項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」に、「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五の三第一項後段」に改め、同条第二号中「エネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）」を加える。

第百五十五条の二十七第三項中「条約（以下この項」及び「締約者（以下この項」の下に「及び次条第四項第三号」を加える。

第百五十五条の二十八第一項中「エネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）」を、「経営革新設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を加え、同条第四項中「棚卸資産（動産に限る。以下この項において同じ。）の譲渡により生ずる所得又は第百七十六条第五項（国内において行う事業から生ずる所得）に規定する行為により生ずる所得」を「次の各号に規定する所得」に、「ついては、次に」を「ついては、当該各号に」に改め、同項第一号中「棚卸資産」の下に「（動産に限る。）」を、「第百七十六条第四項」の下に「（国内において行う事業から生ずる所得）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　租税条約の規定により当該租税条約の条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算に当たつて考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国法人税が課されるものについては、国外源泉所得に係る所得に当該当するものとする。

第百五十五条の三十四第八項中「、第八項各号若しくは第九項各号」を「若しくは第八項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「、第九項各号若しくは第十項各号」を「若しくは第九項各号」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第五号中「政令で定めるものに相当する金額」を「政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額」に改める。

第百五十六条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第百七十四条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「（更正」を「（更正等」に改め、同項第二号中「更正」を「更正等（法第百三十四条第二項に規定する更正等をいう。）」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「更正」を「更正等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百三十四条第四項第二号イ⑵に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八条第五項（還付加算金）に規定する政令で定める理由とする。

第百七十七条第一項第三号中「少額短期保険業者」という。）を「旧簡易生命保険契約」の下に「、損害保険契約（同法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）を加える。

第百八十八条第一項第十号中「更正」を「更正等」に改め、同項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第百九十三条中「更正又は」を「更正等又は」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百七十四条（見出しを含む。）の改正規定、第百八十八条第一項第十号の改正規定及び第百九十三条の改正規定　平成二十四年一月一日

二　第五条第一項第三号ハの改正規定、第七十三条第二項第十号の次に二号を加える改正規定（第十号の二に係る部分に限る。）、第百四十二条第一項の改正規定（「経営革新設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を加える部分に限る。）、第百五十五条の十三第二項第七号の次に二号を加える改正規定（第七号の二に係る部分に限る。）及び第百五十五条の二十八第一項の改正規定（「経営革新設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を加える部分に限る。）並びに附則第三条の規定　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

三　第十三条第八号の改正規定　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日

四　第七十三条第二項第十号の次に二号を加える改正規定（第十号の二に係る部分を除く。）及び第百五十五条の十三第二項第七号の次に二号を加える改正規定（第七号の二に係る部分を除く。）　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、法人（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第五条第一項第三号ハ（収益事業の範囲）の規定は、法人の附則第一条第二号（施行期日）に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第五条第一項第三号ハ（収益事業の範囲）に規定する法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（利益積立金額に関する経過措置）

第四条　新令第九条第一項（第二号に係る部分に限る。）（利益積立金額）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる適格合併について適用し、施行日前に行われた適格合併については、なお従前の例による。

2　新令第九条第二項第二号（同号に規定する評価換えに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後にする同号に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前にした旧令第九条第二項第二号（利益積立金額）に規定する評価換えについては、なお従前の例による。

3　新令第九条第四項の規定は、施行日以後に同条第二項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、施行日前に旧令第九条第二項各号に掲げる事由が生じた場合については、なお従前の例による。